

短答式試験問題集 [民法]

〔民法〕

〔第1問〕（配点：2）

一般社団法人に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.1〕）

- ア. 一般社団法人の理事が二人以上あるときは、定款に別段の定めがない限り、一般社団法人の業務に関する行為について、全ての理事が共同してその権限を行使しなければならない。
- イ. 定款により一般社団法人の代表理事の権限に加えた制限は、それについて善意の第三者に対しても、対抗することができる。
- ウ. 一般社団法人は、代表理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- エ. 理事会を設置している一般社団法人は、監事を置かなければならない。
- オ. 一般社団法人の理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為をするおそれがある場合において、その行為によって一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監事は、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第2問〕（配点：2）

物に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.2〕）

- ア. 物の所有者が、その物の常用に供するため、他人の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物は、従物となる。
- イ. 主物に抵当権を設定する際に、当事者が従物に抵当権の効力を及ぼさない旨の合意をしたときは、抵当権は、その従物に及ばない。
- ウ. 天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する。
- エ. 未分離の天然果実は、明認方法を施しても、独立の物として取引の対象とすることができない。
- オ. 法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、日割計算によって取得する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第3問】（配点：2）

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.3】）

- ア. AがBの詐欺によりBに対し甲建物を贈与した場合において、Aが詐欺による意思表示の取消しをする前に、詐欺の事実を過失なく知らなかったCが甲建物についてBから抵当権の設定を受けたときは、Aは、その意思表示を取り消すことができない。
- イ. 意思表示が、これに対応する意思を欠く錯誤に基づくものであり、かつ、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合において、その錯誤が表意者の重大な過失によるものであったときは、相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失により知らなかったときに限り、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。
- ウ. Aが、契約を解除する旨の意思表示の通知をBに発した後に意思能力を喪失した場合であっても、その通知がBに到達したときは、その意思表示は、効力を生ずる。
- エ. 表意者が強迫による意思表示を取り消すためには、強迫者に、強迫行為によって表意者に畏怖を生じさせる故意と、その畏怖により表意者に意思表示をさせる故意とが必要である。
- オ. AとBとが通謀し、AがA所有の甲土地をBに売る旨を仮装し、AからBへの所有権移転登記がされた後、Bが甲土地上に乙建物を建築し、乙建物をCに賃貸した場合において、Cがその賃貸借契約を締結した際にAとB間の売買が仮装されたものであることを知らなかったときは、Aは、Cに対し、その売買の意思表示の無効を対抗することができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第4問】（配点：2）

代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.4】）

- ア. Aが、Bに対してA所有の甲土地を売却する代理権を与えていないにもかかわらず、その代理権を与えた旨をCに表示し、Bが、Aの代理人としてCとの間で甲土地の売買契約を締結した。この場合において、CがBに代理権がないと知り、又は過失により知らなかったときは、甲土地の売買契約の効力はAに帰属しない。
- イ. AからA所有の甲土地に抵当権を設定する代理権を授与されていたBが、Aに無断で、Aの代理人として、Cとの間で甲土地の売買契約を締結した。Cは、Bがその代理権の範囲外の行為をしているとは知らなかったが、知らなかったことに過失があった。この場合、甲土地の売買契約の効力はAに帰属しない。
- ウ. Aが、A所有の甲土地をBに贈与した上で、この贈与契約に基づく義務の履行のため、Bに対し、AからBへの甲土地の所有権移転登記手続の委託をしたところ、Bは、Aに無断で、Aの代理人として、Cとの間でBのCに対する貸金返還債務につき連帯保証する旨の契約を締結した。この場合、権限外の行為の表見代理の規定により、Aにその連帯保証契約の効力が帰属することはない。
- エ. Aから原材料乙を仕入れる代理権を授与されていたBが、その代理権を利用して自己の利益を図ろうと考え、転売してその利益を着服するつもりで、Aの代理人として、Cから乙を買い受けた。この場合において、CがBの自己の利益を図る目的を知らず、知らないことにつき過失もないときは、BがCとの間で締結した乙の売買契約の効力は、Aに帰属する。
- オ. 代理権消滅後の表見代理は、相手方が代理人として行為をした者との間でその代理権の消滅前に取引をしたことがなかったときは、成立しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第5問】（配点：2）

取得時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.5】）

- ア. 相続回復請求の相手方となるべき者が相続財産の占有を継続し、取得時効の要件を満たしても、真正な相続人の相続回復請求権の消滅時効が完成するまでは、当該相続財産の所有権を時効により取得することはできない。
- イ. 自己の所有物であっても、時効取得の対象となる。
- ウ. 建物の所有権を時効により取得した者は、当該建物の占有を開始した後時効完成までの間に第三者が当該建物の一部を損傷させたときであっても、そのことを原因として、当該第三者に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求することができない。
- エ. 被相続人の占有により不動産の取得時効が完成したときは、その共同相続人の一人は、自己の相続分の範囲を超えて、当該不動産の全部について取得時効を援用することができる。
- オ. 公共用財産が長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を喪失し、もはやこれを公共用財産として維持すべき理由がなくなったときは、当該公共用財産について、取得時効の成立は妨げられない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第6問】（配点：2）

消滅時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.6】）

- ア. 催告によって時効の完成が猶予されている間に債権者が再度の催告をしたときは、再度の催告の時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- イ. 時効期間が経過する前に、債務者が債権者の代理人に対し支払猶予の申入れをしたときは、時効は、その申入れの時から新たにその進行を始める。
- ウ. 保証人の主たる債務者に対する事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権についても、時効の完成猶予の効力を有する。
- エ. 夫婦の一方が他方に対して有する権利については、婚姻中に時効期間が満了していたとしても、婚姻の解消の時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- オ. 担保権の実行を申し立てた債権者がその申立てを取り下げたときは、被担保債権の時効は、取下げの時から新たにその進行を始める。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第7問】（配点：2）

物権的請求権及び登記請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.7】）

- ア. Aが、B所有の甲土地上に権原なく乙建物を建築して居住し、Cと通謀して乙建物をCに売る旨を仮装し、AからCへの所有権移転登記がされた場合において、Cが実際は乙建物の所有権を取得したことがないときは、Bは、Cに対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができない。
- イ. AがB所有の自転車を盗んで使用した後に甲土地上に放置したときは、甲土地について地上権を有するCは、Bに対し、その自転車を撤去するよう請求することができる。
- ウ. 土地の所有権を有するが、その所有権の取得を第三者に対抗することができない者は、その土地を権原なく占有する者に対して、所有権に基づく物権的請求権を行使することができない。
- エ. AがB所有の甲建物をBから買い受け、BからAへの所有権移転登記がされた後、その売買契約がBの債務不履行により解除されたときであっても、Aは、Bに対し、その所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができない。
- オ. A所有の甲土地がAからB、BからCへと順次売り渡され、各売買を原因とする所有権移転登記がされている場合において、A B間及びB C間の各売買契約が錯誤を理由として取り消されたときは、Aは、Cに対し、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を請求することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第8問】（配点：2）

AがA所有の動産甲をBに寄託している場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.8】）

- ア. 動産甲が道路運送車両法により登録を受けている自動車であるときは、Cは、動産甲をBの所有物であると過失なく信じてBから買い、現実の引渡しを受けたとしても、即時取得によりその所有権を取得することができない。
- イ. DがBの保管している動産甲を盗み、Eに売った場合において、Eが動産甲をDの所有物であると過失なく信じて現実の引渡しを受けたときは、盗難から2年間が経過していなくても、Aは、Eに対し、動産甲の回復を請求することができない。
- ウ. Bが動産甲をFに売り、Fに即時取得が成立したときは、Aは、Fに対し、不当利得を理由として動産甲の返還を請求することができない。
- エ. BがGとの間でGのために動産甲に質権を設定する旨の契約を締結した場合は、Gが動産甲をBの所有物であると過失なく信じて現実の引渡しを受けたときであっても、Gは、動産甲について質権を取得しない。
- オ. Bが死亡し、その相続人の間で、相続人の一人であるHが動産甲を取得する旨の遺産分割協議が成立した場合において、動産甲がBの相続財産に含まれると過失なく信じていたHが、平穩に、かつ、公然とその占有を開始したときは、Hは、動産甲の所有権を取得する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第9問】（配点：2）

袋地（他の土地に囲まれて公道に通じない土地）の所有者が、公道に至るため、袋地を囲んでいる他の土地を通行する権利（以下「隣地通行権」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.9】）

- ア. 袋地である甲土地の所有者AがB所有の乙土地について隣地通行権を有する場合において、Aが乙土地上に必要な通路を開設するときは、その費用は、Aが負担しなければならない。
- イ. AがA所有の甲土地を乙土地と丙土地とに分筆した上で、乙土地をBに、丙土地をCにそれぞれ同時に譲渡したことによって、乙土地が袋地となった場合において、乙土地から公道に至るためにはD所有の丁土地を通行するのが乙土地を囲んでいる他の土地のために最も損害が少ないときは、Bは、丙土地について隣地通行権を行使することができない。
- ウ. A所有の甲土地及び乙土地にそれぞれ設定された抵当権が順次実行され、甲土地をBが、乙土地をCがそれぞれ取得したことによって、甲土地が袋地となった場合において、その後Cが乙土地をDに譲渡したときは、Bが乙土地について取得した隣地通行権は、消滅する。
- エ. 袋地である甲土地の所有者AがB所有の乙土地について隣地通行権を有する場合において、Aが甲土地をCに譲渡したときは、その所有権移転登記がされない限り、Cは、Bに対し、乙土地について隣地通行権を主張することができない。
- オ. 袋地である甲土地の所有者AがB所有の乙土地について隣地通行権を有するときは、AがBに支払うべき償金の支払を怠ったとしても、その隣地通行権は、消滅しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第10問】（配点：2）

所有権の取得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.10】）

- ア. 所有者のない不動産は、所有の意思をもって占有することによって、その占有者がその所有権を取得する。
- イ. Aの所有する船舶（時価500万円）に、Bの所有する発動機（時価500万円）が取り付けられた場合において、損傷しなければこれらを分離することができず、かつ、その船舶とその発動機について主従の区別をすることができないときは、発動機付きの船舶は、1対1の割合でAとBが共有する。
- ウ. 建物の賃借人が建物の増築をした場合において、その増築部分について構造上及び利用上の独立性が認められるときは、その増築について建物の所有者である賃貸人の了承を得ていなくても、その増築部分の所有権は、賃借人に帰属する。
- エ. Aの所有する液体甲（50立方メートル）が、Bの所有する液体乙（1立方メートル）と混和して識別することができなくなり、液体丙（51立方メートル）となった場合において、Aが液体丙の所有権を取得したときは、BはAに対し、不当利得の規定に従い、その償金を請求することができる。
- オ. 主従の区別をすることができない甲建物と乙建物にそれぞれ抵当権が設定されていた場合において、これらの建物が工事により一棟の丙建物となったときは、それぞれの抵当権は、丙建物のうち、甲建物と乙建物の価格の割合に応じた持分を目的とするものとして存続する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第11問】（配点：2）

A、B及びCが各3分の1の割合で甲建物を共有している場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

（解答欄は、【No.11】）

- ア. 台風により甲建物の窓ガラスの一部が破損し、Aがその修繕のため工事費用3万円を負担したときは、Aは、B及びCに対し、その工事費用について各1万円を負担するよう請求することができる。
- イ. Aの所在を知ることができないときは、裁判所は、B及びCの請求により、B及びCにAの共有持分の各2分の1を取得させる旨の裁判をすることができる。
- ウ. AがB及びCに無断でDに依頼して甲建物の形状の著しい変更を伴う増改築工事をしようとしたときは、B又はCは、単独で、Dに対し、その工事の禁止を請求することができる。
- エ. A、B及びCが甲建物の賃貸を禁ずる旨を決定した場合において、甲建物について選任された共有物の管理者であるEが、その決定に違反して甲建物を期間を3年と定めてFに賃貸したときは、Fは、その決定がされた事実を知らなかったとしても、A、B及びCに対し、甲建物の賃借権を主張することができない。
- オ. Aの共有持分についてAからGへ不実の持分移転登記がされたときであっても、B又はCは、単独で、Gに対し、その持分移転登記の抹消登記手続を請求することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第12問】（配点：2）

留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.12】）

- ア. 賃貸人による建物明渡請求に対し、賃借人は、敷金返還請求権を被担保債権とする留置権を行使して建物の明渡しを拒むことができない。
- イ. 建物明渡請求訴訟において、原告の主張する請求原因が全て認められるものの、被告の留置権の抗弁が認められるときは、原告の請求は棄却される。
- ウ. 甲建物の賃借人Aが賃料を滞納し、賃貸人Bにより賃貸借契約が解除された後、Aが甲建物について有益費を支出したときは、Aは、Bによる甲建物の明渡請求に対し、その有益費の償還請求権を被担保債権とする留置権を行使して甲建物の明渡しを拒むことができる。
- エ. 留置権者は、債務者の承諾を得て留置物を第三者に賃貸したときは、その賃料を留置権の被担保債権の弁済に充当することができる。
- オ. 留置権者が善良な管理者の注意義務に違反したことにより留置物である時計を壊したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第13問】（配点：2）

Aは、甲建物につき抵当権の設定を受け、その旨の登記を得た。その後、Bは、甲建物の所有者から甲建物を賃借し、その引渡しを受けた。この事案におけるAの物上代位権の行使に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.13】）

- ア. Bが甲建物をCに転貸している場合において、Bを甲建物の所有者と同視することを相当とするときは、Aは、Bが取得する転貸賃料債権について物上代位権を行使することができる。
- イ. Bを賃借人とする賃貸借契約が終了し、Bが甲建物をその所有者に明け渡した場合において、Aがその明渡しの前に物上代位権を行使してBに対する賃料債権を差し押さえたときは、Bが甲建物の所有者に敷金を交付していたとしても、その敷金は、賃料債権に充当されない。
- ウ. Aは、Bに対する賃料債権が譲渡されて第三者対抗要件が備えられた場合であっても、その対抗要件の具備が抵当権設定登記の後であるときは、自ら当該賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。
- エ. Aが、物上代位権を行使してBに対する賃料債権を差し押さえた場合において、賃貸借契約が抵当権設定登記の後に締結されたものであるときは、Bは、賃貸人である抵当権設定者に対して抵当権設定登記後の原因に基づいて取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって、Aに対抗することができない。
- オ. Aは、Bに対する賃料債権が転付命令により差押債権者に移転した場合であっても、それが抵当権設定登記の後であるときは、自ら当該賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第14問】（配点：2）

質権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.14】）

- ア. 動産質権者において遺失した質物を質権設定者が拾得し、占有しているときは、動産質権者は、質権に基づき、質権設定者に対し、質物の引渡しを請求することができる。
- イ. 動産質権者は、被担保債権について利息を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、その質権を行使することができる。
- ウ. 金銭債権を目的とする質権が設定された場合において、その債権の債務者が弁済すべき額を適法に供託したときは、質権は、その供託金について存在する。
- エ. 動産質権の設定は、指図による占有移転により目的物を債権者に引き渡すことによっても、その効力を生じる。
- オ. 現に発生していない債権は、質権の目的とすることができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第15問】（配点：2）

抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.15】）

- ア. 現存の債権及び将来発生する可能性のある条件付債権を、現存の貸金債権であるように表示して抵当権設定登記をした場合であっても、当事者が真実その設定した抵当権を登記する意思で登記手続をしたときは、その抵当権の設定は有効である。
- イ. AのBに対する金銭債権を被担保債権としてB所有の甲土地に抵当権が設定されているときは、Bは、Aからの当該金銭債権の履行請求に対し、抵当権設定登記の抹消登記手続と同時でなければ応じないと主張してこれを拒むことはできない。
- ウ. AのBに対する金銭債権を被担保債権として、物上保証人であるC所有の甲土地に抵当権が設定されている場合において、Bの債務についてDが免責的債務引受をしたときは、Cが抵当権の移転について承諾していなくても、Aは、その抵当権をDが負担する債務に移すことができる。
- エ. 抵当権は、売買契約に基づく目的物の引渡請求権を被担保債権として設定することができない。
- オ. AのBに対する金銭債権を被担保債権としてB所有の甲土地に抵当権が設定され、その旨の登記がされた場合において、Bから甲土地の所有権を取得したCが、その金銭債権の元本のほか、既に発生した利息及び遅延損害金のうち最後の2年分を弁済したときは、抵当権は、消滅する。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第16問】（配点：3）

Aに対し、Bは1000万円の債権を、Cは2000万円の債権を、Dは3000万円の債権を有しており、これらの債権を被担保債権として、A所有の甲土地に、Bは第一順位の抵当権の設定を、Cは第二順位の抵当権の設定を、Dは第三順位の抵当権の設定をそれぞれ受け、いずれも抵当権設定登記を備えた。また、Aに対して250万円の債権を有する一般債権者Eがいる。この場合において、甲土地の競売により4000万円が配当されることになったときに関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各債権者が有する債権の利息及び損害金並びに執行費用は考慮しないものとする。（解答欄は、【No.16】）

- ア. 競売の申立て前に、BがEの利益のために抵当権を放棄し、その旨の登記が具備されたときは、Bに800万円、Cに2000万円、Dに1000万円、Eに200万円が配当される。
- イ. 競売の申立て前に、BがEの利益のために抵当権を譲渡し、その旨の登記が具備されたときは、Cに2000万円、Dに1750万円、Eに250万円が配当される。
- ウ. 競売の申立て前に、抵当権の順位が変更され、Dの抵当権が第一順位、Bの抵当権が第二順位、Cの抵当権が第三順位である旨の登記が具備されたときは、Bに1000万円、Dに3000万円が配当される。
- エ. 競売の申立て前に、BがDの利益のために抵当権の順位を譲渡し、その旨の登記が具備されたときは、Cに2000万円、Dに2000万円が配当される。
- オ. 競売の申立て前に、BがDの利益のために抵当権の順位を放棄し、その旨の登記が具備されたときは、Cに1000万円、Dに3000万円が配当される。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第17問〕（配点：2）

法定地上権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.17〕）

ア. 法定地上権の地代の額は、当事者の請求により、裁判所が定める。

イ. Aが甲土地及び甲土地上の乙建物を所有していたところ、甲土地に抵当権が設定され、その後、乙建物が火災で焼失し、建物が再築される前に甲土地の抵当権が実行されてBが甲土地を取得したときは、Aが甲土地上に再築予定の丙建物のための法定地上権は成立しない。

ウ. Aが所有する更地である甲土地にBのために第一順位の抵当権が設定され、その後、Bの承諾を受けて甲土地上にA所有の乙建物が建てられ、甲土地に更にCのために第二順位の抵当権が設定され、Bの抵当権とCの抵当権の順位が変更された後に、Cの申立てに基づいて甲土地の抵当権が実行された結果、Dが甲土地を取得したときは、乙建物のための法定地上権が成立する。

エ. Aが所有する甲土地上にAとBが共有する乙建物が建っていたところ、甲土地に抵当権が設定され、その抵当権が実行された結果、Cが甲土地を取得したときは、乙建物のための法定地上権が成立する。

オ. Aが甲土地及び甲土地上の乙建物を所有しているものの、甲土地の所有権の登記名義人はAの前主であるBのままであったところ、乙建物に抵当権が設定され、その抵当権が実行された結果、Cが乙建物を取得したときは、乙建物のための法定地上権は成立しない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第18問〕（配点：2）

債権の目的に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.18〕）

ア. 外国の通貨で債権額を指定した場合であっても、債権者は、債務者に対して、日本の通貨で債務の履行をするよう請求することができる。

イ. 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

ウ. 元本債権が消滅したとしても、既に弁済期が到来していた利息債権は、当然には消滅しない。

エ. 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まる場合において、第三者がその選択をすべきときは、当該選択の意思表示は、債務者に対してしなければならない。

オ. 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まる場合において、その選択が行われたときは、当該選択は、将来に向かってその効力を生ずる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第19問】（配点：2）

履行の強制に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.19】）

- ア. 大麦200キログラムの買主が、目的物の引渡しを命ずる債務名義を得たときであっても、売主に対し、その履行を代替執行の方法により強制することはできない。
- イ. 不作為を目的とする債務の強制執行として間接強制をするには、債権者において、債務者が不作為義務に違反するおそれがあることのみではなく、現にその不作為義務に違反していることを立証する必要がある。
- ウ. Aの名誉を毀損したBに対し、事態の真相を告白し、陳謝の意思を表明する旨の謝罪広告を新聞紙に掲載することを命ずる判決がされた場合において、Bが任意に謝罪広告をしないときは、Aは、その履行を代替執行の方法により強制することができる。
- エ. 土地の買主が、売主に対し、当該土地の所有権移転登記手続を命ずる債務名義を得たときは、その履行を間接強制の方法により強制することができる。
- オ. AがBに対して新作の小説を執筆する債務を負っている場合において、Aがその債務を履行しないときは、Bは、その債務の履行を間接強制の方法により強制することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第20問】（配点：2）

詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.20】）

- ア. 詐害行為取消権を行使するためには、詐害行為時と詐害行為取消請求に係る訴訟の口頭弁論終結時のいずれにおいても債務者が無資力であることが必要である。
- イ. 無資力のAがBと離婚し、Aが負担すべき相当な慰謝料額が300万円であったにもかかわらず、慰謝料として700万円を支払うことを合意したときは、Aの債権者は、Aが負担すべき相当な慰謝料額を超える400万円の限度で、この合意について詐害行為取消権を行使することができる。
- ウ. 債権の譲渡行為自体が詐害行為を構成しないときは、当該債権譲渡についてされた譲渡通知のみを切り離し、同譲渡通知に対する詐害行為取消権を行使することはできない。
- エ. 債務者がその有する財産を相当な対価を取得して処分する行為をした場合において、その行為の当時、債務者が隠匿の意思を有し、受益者がそのことを知っていたときは、その行為がその対価を隠匿するおそれを現に生じさせるものでなくても、債権者は、当該行為について詐害行為取消請求をすることができる。
- オ. 詐害行為取消権は、訴訟において行使しなければならないが、訴えによる必要はなく、抗弁によって行使することもできる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第21問〕（配点：2）

金銭債務を主たる債務とする保証に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**〔No.21〕**）

- ア. 保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合でなければ、債権者に対し、主たる債務の履行状況に関する情報を提供するように求めることができない。
- イ. 主たる債務者が債権者に対して相殺権を有する場合であっても、主たる債務者がその権利を行使する前に債権者が保証債務の履行を請求したときは、保証人は、保証債務の全額を履行しなければならない。
- ウ. 主たる債務について違約金の定めがない場合には、保証人は、債権者との間で、保証債務について違約金の額を約定することができない。
- エ. 保証が付された債権が譲渡された場合においては、債権の譲渡人から保証人に対する債権譲渡の通知がされていないときであっても、債権の譲渡人から主たる債務者に対する債権譲渡の通知がされていれば、債権の譲受人は、保証人に対して保証債務の履行を請求することができる。
- オ. 未成年者が法定代理人の同意を得ずに債務を負担する行為をした場合において、その債務の保証人は、保証契約締結の当時、未成年者が法定代理人の同意を得ずに債務を負担する行為をしたことを知っており、かつ、その後に、当該未成年者の行為が、未成年者の行為であることを理由に取り消されたときは、当該未成年者が負担していた債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定される。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第22問〕（配点：2）

債権の譲渡に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、**〔No.22〕**）

- ア. 連帯債務について連帯債務者全員に対する債権が譲渡された場合において、債権の譲渡人が連帯債務者のうち一人に対して債権譲渡の通知をしたときは、債権の譲渡人がその余の連帯債務者に対して債権譲渡の通知をしなくとも、債権の譲受人は連帯債務者全員に対して債務の履行を求めることができる。
- イ. 債権が二重に譲渡され、いずれの債権譲渡についても債権の譲渡人が債務者に対して確定日付のある証書による通知をしたが、通知の到達の先後が不明であるときは、債権の譲受人の一人から弁済の請求を受けた債務者は、通知の到達の先後が不明であることを理由として弁済を拒絶することができない。
- ウ. 債権の譲受人は、債権の譲渡人に代位して債務者に対して債権譲渡の通知をすることができる。
- エ. 債権の譲渡人が債務者に債権譲渡の通知をした後に、債務者が強迫を理由として譲渡された債権の発生原因である契約を取り消したときは、債権の譲受人から弁済の請求を受けた債務者は、弁済を拒絶することができる。
- オ. 債権が二重に譲渡され、第一の債権譲渡について譲渡人が債務者に対して確定日付のある証書によらずに通知をした後に、第二の債権譲渡について譲渡人が債務者に対して確定日付のある証書による通知をしたときは、第一の譲受人から弁済の請求を受けた債務者は、弁済を拒絶することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第23問〕（配点：2）

債務者Aが債権者Bに対して、同種の給付を目的とする債務 α 、債務 β を負っている場合において、Aが弁済としてした給付が全ての債務を消滅させるものではなかった。この場合にAの給付がいずれの債務に充当されるかに関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.23〕）

- ア. AとBの間で債務 α 、債務 β の順に充当する旨の合意があるときは、Aが給付をする際に債務 β から充当する旨の指定をしたとしても、その給付は、債務 α 、債務 β の順に充当される。
- イ. いずれの債務も金銭債務であって利息が発生している場合において、弁済の充当の順序に関する合意がなく、Aが給付をする際に債務 α から充当する旨の指定をしたときは、その給付は、債務 α の費用、利息、元本の順に充当され、その後に債務 β の費用、利息、元本の順に充当される。
- ウ. Aが給付をする際にAが債務 α から充当する旨の指定をしたのに対し、Bが直ちに異議を述べたときは、Aがした弁済の充当の指定は、その効力を生じない。
- エ. 弁済の充当の順序に関する合意がなく、かつ、Aが給付をする際にAとBの双方が弁済の充当の指定をしなかった場合においては、債務 α 、債務 β の順に弁済期が到来したときであっても、債務 β の方がAにとって弁済の利益が多いときは、その給付は、債務 β から充当される。
- オ. 弁済の充当の順序に関する合意がなく、かつ、Aが給付をする際にAとBの双方が弁済の充当の指定をしなかった場合において、いずれの債務についても弁済期が同時であり、かつ、いずれの債務についても弁済の利益が等しいときは、その給付は、債務の額に応じて債務 α 及び債務 β に充当される。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第24問〕（配点：2）

弁済の目的物の供託（以下「弁済供託」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.24〕）

- ア. AがBに対する代金債務を弁済するため、約束の日時に、あらかじめ合意された弁済をすべき場所に代金の全額を持参したが、Bがその責めに帰することができない事由によって弁済を受領することができなかったときは、Aは、弁済供託をすることができる。
- イ. 被害者Aが加害者Bに対して提起した交通事故による損害賠償請求訴訟の控訴審係属中に、BがAに一審判決で命じられた損害賠償金の全額について任意に弁済の提供をしたが、Aがその受領を拒絶したため、Bは、Aの受領拒絶を理由に弁済供託をした。この場合において、Bが弁済の提供をした額が損害賠償債務の全額に満たないことが控訴審において判明したとしても、Bの行った弁済供託はその範囲において有効である。
- ウ. 債務者が債権者のために弁済供託をしたときは、その債務は、債権者が供託物の還付を受けた時に消滅する。
- エ. 債務者は、弁済供託をした後は、債権者の同意がなければ供託物を取り戻すことができない。
- オ. 建物の賃貸借契約において、賃貸人があらかじめ賃料債務の弁済の受領を拒み、賃借人が賃料債務の弁済について口頭の提供をしても賃貸人がこれを受領しないことが明らかなときは、賃借人は、口頭の提供をしなくても、弁済供託をすることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第25問】（配点：2）

契約の解除に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.25】）

- ア. 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、債権者は、その債務の履行期の前であっても、契約の解除をすることができる。
- イ. 当事者の一方が相手方の債務不履行により契約を解除した場合は、その当事者は、相手方に対して金銭以外の物の返還義務を負うときであっても、その物を受領した時以後に生じた果実を相手方に返還する義務を負わない。
- ウ. 期間の定めがなく、使用及び収益の目的の定めがある使用貸借の貸主は、借主がその目的に従い使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、使用及び収益を終えていなくても、契約の解除をすることができる。
- エ. 期間の定めのある動産の賃貸借の賃貸人は、やむを得ない事由があるときは、賃借人の損害を賠償して、契約の解除をすることができる。
- オ. 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第26問】（配点：2）

定型約款及び定型取引に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.26】）

- ア. 民法の定型約款に関する規定は、事業者間の取引には適用されない。
- イ. Aが損害保険会社Bとの間で、定型取引である火災保険契約甲を締結する際に、定型約款準備者であるBが、甲の定型約款を示さずにAと甲について定型取引合意をした場合であっても、両者が甲の定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたときは、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされる。
- ウ. 定型約款準備者は、定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するときは、定型約款の変更をすることにより、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。
- エ. 労働契約は、定型取引には当たらない。
- オ. 定型約款に、相手方の権利を制限し、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法の定める基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められる条項があったときは、当該定型約款の全ての条項について合意がされなかったものとみなされる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第27問】（配点：2）

使用貸借及び賃貸借に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。なお、本問において、賃貸借の賃貸人及び使用貸借の貸主は、いずれも「貸主」といい、賃貸借の賃借人及び使用貸借の借主は、いずれも「借主」という。（解答欄は、【No.27】）

1. 使用貸借は、貸主が目的物を引き渡す義務を負い、借主が契約終了時に目的物を返還する義務を負う双務契約である。
2. 使用貸借及び賃貸借のいずれにおいても、借主は、その目的物について通常の必要費を支出したときは、貸主に費用の償還を請求することができる。
3. 賃貸借において、借主は、通常の使用収益によって賃借物に生じた損耗や賃借物の経年変化について、原状に復する義務を負う。
4. 使用貸借は、借主の死亡により終了するが、賃貸借は、借主の死亡によっては終了せず、賃貸借の借主の地位は相続人に承継される。
5. 賃貸借において、貸主は、借主の責めに帰すべき事由によって賃貸物の修繕が必要となったときであっても、その修繕の義務を負う。

【第28問】（配点：2）

請負に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.28】）

- ア. 仕事の目的物の引渡しを要しない請負契約においては、請負人の仕事完成債務と注文者の報酬支払債務とは、同時履行の関係に立つ。
- イ. 仕事の目的物の引渡しを要しない請負契約において、仕事の目的物が契約の内容に適合しない品質であったときは、注文者は、その仕事が完成した時から1年以内にその不適合の旨を通知しなければ、その不適合を理由として契約を解除することができない。
- ウ. 請負人が注文者に引き渡した目的物が契約の内容に適合しない品質であった場合において、その不適合が注文者の提供した材料の性質に基づくものであるときは、請負人は、その材料が不適當であることを知りながら告げなかった場合であっても、請負人の担保責任を負わない。
- エ. 注文者の責めに帰すべき事由によって仕事を完成できなくなった場合において、請負人が仕事完成債務を免れたことによって利益を得たときは、請負人は、その利益を注文者に償還する義務を負う。
- オ. 請負人が仕事を完成する前に、注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人は、請負契約の解除をすることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第29問】（配点：2）

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.29】）

- ア. 責任無能力者Aが第三者Bに損害を加えた場合において、Aを監督する法定の義務を負う者であるCがその義務を怠らなかったときは、Cは、AがBに加えた損害を賠償する責任を負わない。
- イ. 精神上の障害による責任無能力者Aが第三者Bに損害を加えた場合において、Aと同居するAの配偶者Cは、Aを監督する法定の義務を負う者に当たり、AがBに加えた損害を賠償する責任を負う。
- ウ. 責任無能力者Aが第三者Bに損害を加えた場合において、CがAを監督する法定の義務を負う者に当たらないときであっても、その監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められるときは、Cは、Aを監督する法定の義務を負う者に準ずべき者として、AがBに加えた損害を賠償する責任を負う。
- エ. AがBの事業の執行について第三者Cに損害を加えた場合において、BがAを事実上指揮監督しているにすぎず、AとBの間に契約が存在しないときは、Bは、AがCに加えた損害を賠償する責任を負わない。
- オ. AがBの事業の執行について第三者Cに損害を加えた場合において、AがCに加えた損害についてBが使用者責任を負うときは、Aも、Cに対してその損害を賠償する責任を負う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第30問】（配点：2）

事務管理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.30】）

- ア. 管理者は、事務管理をするにつき自己に過失なく損害を受けたときは、本人に過失がなくても、本人に対し、その賠償を請求することができる。
- イ. 管理者は、本人の請求があるときは、いつでも事務管理の状況を報告しなければならない。
- ウ. 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人のために有益な費用を支出したとしても、本人に対し、その償還を請求することができない。
- エ. 共有者の一人が共有者各自の負担に帰すべき費用の全部を支払った場合、他の共有者のための事務管理が成立する。
- オ. 管理者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって事務管理をしなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第31問〕（配点：2）

Aの配偶者Bには兄C及び兄Dがおり、Dには配偶者Eがいる。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.31〕）

- ア. 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、D及びEの実子Fに対し、Aを扶養する義務を負わせることができる。
- イ. AとBが離婚したときは、AとCとの親族関係は、姻族関係を終了させる旨のAの意思表示により終了する。
- ウ. D及びEの実子Gは、Cと婚姻をすることができない。
- エ. AとBとの婚姻が重婚を理由に取り消し得るものであっても、Dは、その取消しを家庭裁判所に請求することはできない。
- オ. D及びEがHを養子とする普通養子縁組をした時に、Hに子Iがあったときは、D及びEとIとの間に親族関係が生じる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第32問〕（配点：2）

内縁関係にあるA男とB女に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.32〕）

- ア. AがBとの内縁関係を正当な理由なく破棄したときは、Bは、Aに対し、不法行為を理由とする損害賠償を請求することができる。
- イ. Aの父であるCが、AとBとの内縁関係に社会観念上許容されるべき限度を超えた不当な干渉をしてその内縁関係を破綻させたときは、Bは、Cに対し、不法行為を理由とする損害賠償を請求することができる。
- ウ. AとBとの共同生活を維持するのに通常必要な費用は、婚姻から生ずる費用に準じて、A Bが分担する。
- エ. Aの死亡によりAとBとの内縁関係が解消したときは、Bは、Aの相続人Cに対し、離婚に伴う財産分与に関する民法の規定に基づいてAの財産の一部の分与を求めることができる。
- オ. Aの死亡によりAとBとの内縁関係が解消した場合において、BがAに対して無償で労務の提供をしたことによりAの財産の維持について特別の寄与をしていたときは、Bは、特別寄与者として、Aの相続人に対し、特別寄与料の支払を請求することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第33問】（配点：2）

いずれも婚姻をしていないA男とB女との間に子Cが生まれた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.33】）

- ア. BとCとの法律上の母子関係は、Bの認知がなくても生ずる。
- イ. Cが成年に達したときは、Aは、Cの承諾がなければ、Cを認知することができない。
- ウ. Aが未成年者であるときは、Aは、法定代理人の同意がなければ、Cを認知することができない。
- エ. Cは、Aが死亡したときは、以後AとC間の父子関係について認知の訴えを提起することができない。
- オ. AがCを認知したときは、Cに対する親権は、AとBが共同して行う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第34問】（配点：2）

遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.34】）

- ア. 遺言者が、ある権利について相続財産に属するかどうかにかかわらず遺贈の目的とした場合は、その権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属しなかったときであっても、その遺贈は有効である。
- イ. 負担付遺贈の受遺者が、その負担した義務を履行しない場合において、遺言者の相続人が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その相続人は、受遺者に対する意思表示によって、負担付遺贈に係る遺言を取り消すことができる。
- ウ. 自筆証書遺言について、遺言書の検認がされた後は、遺言者の相続人は、その遺言の無効を主張することができない。
- エ. 自筆証書遺言について、その証書中の加除その他の変更は、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。
- オ. 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が、法定の人数の証人の立会いをもって、その一人に遺言の趣旨を口授する方式でした遺言は、法定の期間内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第35問】（配点：2）

遺留分に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちのどれか。（解答欄は、【No.35】）

ア. 被相続人Aの子Bが相続人の欠格事由に該当し、その相続権を失ったときであっても、Bの子でありAの直系卑属であるCは、遺留分権利者となる。

イ. 共同相続人の一人に対する養子縁組のための贈与の価額は、その贈与の時期を問わず、遺留分を算定するための財産の価額に算入される。

ウ. 遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が相続の開始を知った時から1年間行使しないときは、遺留分権利者が遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知らなくても、時効によって消滅する。

エ. 遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与者に支払うべき特別寄与料を負担しない。

オ. 相続の開始前に家庭裁判所の許可を受けて遺留分を放棄した者は、相続人となることができない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第36問】（配点：2）

権利の消滅又は契約の終了に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちのどれか。（解答欄は、【No.36】）

ア. AのBに対する貸金返還債務を保証したCが、保証債務の履行として当該貸金返還債務の全額をBに支払ったときは、当該貸金返還債務を被担保債務として設定されたA所有の土地を目的とする抵当権は、消滅する。

イ. AがBに対して絵画を売る旨の契約を締結した後に、目的物である絵画の滅失によりAの目的物引渡債務が履行不能となったときは、BのAに対する代金支払債務は、当然に消滅する。

ウ. 委任者の死亡によって委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、委任者の相続人が委任事務を処理することができるようになるまで、受任者は、必要な処分をする義務を負う。

エ. AがBに対して建物を賃貸する旨の契約を締結した後に、Bがその建物をAから買い受けた場合には、A B間の賃貸借契約に基づく賃借権は、第三者の権利の目的となっている場合を除き、消滅する。

オ. AがBに対して自動車を賃貸する旨の契約を締結し、Aの承諾を得てBがCに対しこれを転貸する旨の契約を締結した後に、A B間の契約が期間満了により終了したときは、B C間の契約は、遅くともAがCに対して自動車の返還を請求した時に終了する。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第37問】（配点：2）

書面等に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.37】）

- ア. 成年被後見人の法律行為を成年後見人が追認するときは、その追認は、書面でしなければ、その効力を生じない。
- イ. 権利についての協議を行う旨の合意は、書面又はその内容を記録した電磁的記録によってされなければ、時効の完成猶予の効力を生じない。
- ウ. 事業のために負担した貸金債務を主たる債務とする保証契約は、保証人になろうとする者が法人である場合を除いて、その契約の締結に先立ち、その締結の日前の法定の期間内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。
- エ. 書面とする消費貸借の貸主は、目的物を借主に引き渡すまで、契約の解除をすることができる。
- オ. 使用貸借の貸主は、その使用貸借が書面によるものであるときを除いて、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ